

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年7月18日（平成29年（行情）諮問第303号）

答申日：平成30年1月31日（平成29年度（行情）答申第449号）

事件名：特定商標登録の出願手続に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「商標登録出願：特定商標（出願人：経済産業大臣）（以下「本件商標」という。）の出願手続に関する文書（出願の要否・権利化の可否の検討や願書作成手続等のための会合等に関する文書（例えば、会合委員招集書面、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書面・検討書・報告書等））。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月6日付け20170209公開経第3号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、それを取り消す旨の決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

原処分は不当である。即ち、特許事務所を通して出願されている以上、特許事務所の担当弁理士との会合等の書面は、少なくとも存在するはずである。

##### （2）意見書

なぜ、特定会社が処分庁名で出願を行ったのか、明確にしていいただきたい。この特定会社と経済産業省間でやりとりされた書類も開示していただきたい。また、この特定会社の具体的内容を明確にしていいただきたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

審査請求人は、平成29年1月31日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件開示請求を行い、処分庁は、本件対象文書を保有していなかったため、これを不開示とする原処分を行った。

## 2 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分について、本件対象文書を処分庁が保有しているはずである旨を主張しているため、本件対象文書の保有の有無について、以下具体的に検討する。

経済産業省の本件商標登録に関する出願は、特定会社が弁理士を通して処分庁名で商標登録出願を行ったものであり、同省が申請を行ったものではないため、本件対象文書は同省では保有していない。

また、本件審査請求を受けて、担当部署である商務・サービスグループ消費流通政策課（旧：商務流通保安グループ流通政策課）（以下「担当課」という。）において、改めて書庫・共有ドライブ等に請求対象となる行政文書が保存されていないか探索を行ったが、該当する行政文書は発見されなかった。

このため、開示請求時点において本件対象文書は保有しておらず、不存在による不開示とした原処分は妥当である。

## 3 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月24日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年12月12日 審議
- ⑤ 平成30年1月29日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件商標の登録出願手続に関する文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件商標は、本件商標に関連して処分庁が実施する一連の事業（以下「特定事業」という。）について、広報やPR戦略を統一的な取組とするためのキャンペーンの名称である。

イ 経済産業省においては、特定事業に係る具体的な取組を検討するに

当たって、特定会社を含む民間企業や団体との間で個別に意見交換を行っていた。本件商標の登録出願については、そうした過程の中で特定会社が独自の判断で行ったものであって、経済産業省が行ったものではない。

ウ 具体的には、本件商標の登録出願以前に、特定会社担当者から特定事業の業務に携わっていた経済産業省の課長補佐に対し、数回電話での相談があったが、当時、経済産業省は同社との間で何らの契約関係等になく、同社に指示若しくは了解する又は報告を受ける立場になかったことから、同登録出願に関して同社に対し指示等は行っていない。

上記相談内容を含め、本件商標の登録出願については、組織的に共有する必要がなかったことから、これらに関する文書は作成も取得もしていない。

エ その後、特定事業に係る取組を進めていく中で、本件商標の登録出願手続が完了している旨の話が特定会社担当者から経済産業省の担当課の課長にあった事実は確認できたが、同社から文書等での正式な報告を受けたものではなく、組織的に共有する必要がなかったことから、本件商標の登録出願が完了したことに関する文書についても、作成も取得もしていない。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明によれば、特定会社は、独自の判断で弁理士をして処分庁の代理人として本件商標の登録出願を行わせたことから、一般的な商標の登録出願手続について、当審査会事務局職員をして特許庁に確認させたところ、特許庁から次のとおり説明があった。

ア 特許庁では、代理人による商標の登録出願時において、手続の簡素化の観点から、特段の疑義がない限り代理権の証明書の提出を求めている。

イ なお、出願手続において代理人が選任されている場合、商標の登録が完了した際には、その旨の通知及び登録証が特許庁から当該代理人に対して送付される。

(3) 諮問庁の上記(1)の説明及び特許庁の上記(2)の説明を踏まえると、処分庁と何ら契約関係等のない特定会社が処分庁の明示的な了解や同意がないにもかかわらず処分庁名で本件商標登録を出願する又はしたことについて、経済産業省内で何らの文書も作成又は取得していないとする諮問庁の説明については、疑問なしとしないものの、本件商標の登録出願から登録完了までの一連の手続において、経済産業省として本件対象文書を作成も取得もしていない旨の説明を覆す事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久